

殖交秘第二〇九號

滿洲ニ於ケル日滿合辦通信會社設立委員ニ對スル示達

華爾頓年八月一九日滿洲為
再存

滿洲ニ於ケル日滿合辦通信會社設立委員

外務省亞細亞局長 谷

總領事 栗

大藏省主計局長 藤

陸軍少將 同

陸軍工兵大佐 海軍中將

北山同

司法省民事局長 島本

遞信省電務局長 島森

拓務省殖產局長 北島

正之

原

井

岡

村

屋

島

岡

山

谷

栗

藤

井

岡

山

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

森

屋

島

岡

村

屋

大

寺

高

岡

山

北

島

本

</div

關東廳內務局長 日 下 辰 太

同 遷信局長 藤 井 崇 治

正四位勳二等功四級 山 内 靜 夫

正四位勳二等 米 澤 與 三 七

正八位勳七等 西 田 猪 之 輔

滿洲ニ於ケル日滿合辦通信會社設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシムルニ付左ノ通

示達ス

昭和八年五月十六日

拓 務 大 臣

第一條 本年條約第一號並ニ附屬文書ノ規定ヲ遵守シ滿洲國政府ノ命ジタル設立委員ト協力シ委員會ヲ組織シ以下各條ニ依リ日滿合辦通信會社設立ニ關スル一切ノ

事務ヲ處理スペシ

第二條 委員會規則、議事規則及事務處理要綱ハ認可ヲ受クベシ

第三條 委員長、副委員長、特別委員又ハ幹事ヲ定メタルトキハ其ノ氏名ヲ報告スベシ

第四條 事務所ヲ開設シタルトキハ之ヲ報告スペシ

第五條 日滿合辦通信會社ノ定款ノ認可申請書ニハ現物出資ノ價格算定ニ關スル詳細ナル書類ヲ添附スペシ

第六條 株主ノ募集及株式ノ割當ニ關シ決定シタル事項ハ直ニ之ヲ報告スペシニ健實ナル株主ヲ得ルコトヲ主眼トスペシ

株主ノ募集及株式ノ割當ニ關シ決定シタル事項ハ直ニ之ヲ報告スペシ

第七條 創立總會ヲ招集セントスルトキハ冥ノ日時場所等ヲ報告スペシ

第八條 創立總會ヲ終リタルトキハ直ニ其ノ額末ヲ報告スベシ

第九條 日滿合辦通信 會社ニ事務引渡ヲ爲シタルトキハ委員會議事錄ノ謄本ヲ添

ヘ直ニ其ノ旨ヲ報告スベシ

第十條 日滿合辦通信會社設立ニ關スル一切ノ費用ハ總額十萬圓ヲ限度トシ會社ノ

負擔トス

政府ニ於テ支辨シタル設立費用ハ會社設立後之ヲ返納スベシ

第十一條 許可及認可ノ申請並ニ諸報告ハ關東長官ヲ經由スベシ

第十二條 事務ノ實施ニ際シテハ常ニ在滿帝國特命全權大使及關東軍司令官ト密接ナル連絡ヲ保ツベシ

第十三條 官吏タル資格ニ於テ任命セラレタル委員已ムヲ得ザル事由ニ因リ委員タル職務ヲ行フコト能ハザルトキハ代理者ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ代理者ノ官職氏名ヲ報告スベシ

(五、五、一八)

日滿合辦通信會社設立諸費ノ支出方等ニ關スル件

第一、經費ノ支出方法

一 事務所毎ニ經費所要見込額ヲ作成シ豫メ之ヲ關東廳ニ報告スルコト

二 關東廳ハ之ヲ基礎トシテ當該事務所所在地ノ支拂官吏ニ對シ支拂豫算ヲ令達シ又ハ資金前渡ヲ爲スコト支拂官吏ハナルベク事務所ノ職員ヲ兼ネシメ事務所ニ於テ執務セシムルコト

三 事務所ニ於テ經費ノ支出ヲ要スルトキハ關東廳當該官吏ノ決裁ヲ受クルコト

四 委員及委員代理ノ出張命令ハ拓務省ニ於テ之ヲ發スルコト

拓務省ニ於テ出張命令ヲ發シタルトキハ之ヲ關東廳（支拂官吏）ニ通知スル

コト

委員及委員代理ノ出張旅費所要見込額ハ豫メ之ヲ拓務省ニ報告スルコト

委員及委員代理ノ旅費額ハ拓務省又ハ關東廳ヨリ大藏省ニ協議シタルモノ

ニ依ルコト

ニ事務所職員ノ出張命令ハ委員長之ヲ發スルコト此ノ場合ニ於テハ委員長ハ豫メ關東廳支拂官吏ニ合議スルコト

事務所職員ノ旅費額ハ委員長關東廳當該官吏ト協議シテ之ヲ定ム（拓務省所管旅費ニ關スル昭和四年拓務省令 第二號、第三號、第四號、第五號ヲ準用スルコト）

ニ事務所職員ニ非ザル委員隨員ノ出張旅費ハ本經費ヲ以テ支辨セザルヲ以テ當該官廳等ニ於テ出張命令ヲ發スルコト

0000 0995

第三、事務所職員ノ給料其ノ他

ニ事務所職員ハ委員長之ヲ嘱託シ又ハ雇入レ其ノ給料等ハ委員長之ヲ定ムルコト

ト

ニ前項ノ場合ニ於テハ委員長ハ豫メ關東廳支拂官吏ニ合議スルコト

日滿合辦通信會社設立委員等ニ支給スル旅費ノ件

(目下大藏省ト協議中)

(八、五、一八)

- 一、在職官吏ニハ其ノ本官相當ノ旅費ヲ支給ス
- 二、前號ニ該當セザル者ニハ別表ニ依ル旅費ヲ支給ス但シ委員長ニシテ在職官吏ニ非ザル者ニハ勅任官相當ノ旅費ヲ支給ス
- 三、本旅費ハ會議ノ爲招集セラレタル場合ニ在リテハ會議地又ハ會議地ヲ距ル三里以内ノ地ニ居住スル者ニハ之ヲ支給セズ
- 四、前各號ニ定ムルモノヲ除クノ外旅費ノ支給ニ關シテハ内國旅費規則、南洋群島關東州南滿洲旅費規則及外國旅費規則ヲ準用ス

(別表)

地域 区分	車馬賃 ニ付	一里		宿泊料 二付	食卓料 一夜 ニ付	鐵道賃及船賃 高等官ノ例ニ 依ル
		内地	一圓五錢			
朝鮮	一圓七十錢	甲地方五圓十 乙地方四圓二十五	錢甲地方七圓六十五 錢乙地方六圓八十	錢	二圓七十錢	二圓七十錢
關東州及 南滿洲	一圓五十五錢	甲地方五圓九十五 乙地方五圓十	錢甲地方九圓三十五 錢乙地方七圓六十五	錢	二圓七十錢	同
外國	實費	八圓五十錢	十四圓四十五錢	四圓五錢	五圓四十錢	同
			十六圓十五錢	同	同	同

本旅費ニ付テハ閣議決定ニ依ル減額ハ之ヲ爲サザルモノトス

備考

極秘

日滿合辦通信會社設立委員會規則(案)

- 第一條 滿洲ニ於ケル日滿兩國政府ノ命ズル設立委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 委員會ハ日滿兩國政府ノ命ズル設立委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 委員會ニ委員長一人及副委員長一人ヲ置ク
- 委員長及副委員長ハ委員ノ互選ニ依ル
- 第四條 委員長ハ會務ヲ總理シ且委員會ヲ代表ス
- 副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 委員長ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ委員中ノ一名又ハ數名ヲ指定シ専門事項ノ調査ヲ附託シ又ハ或事務ノ取扱ヲ委託スルコトヲ得

(八、五、一五 交通課)

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ設立委員又ハ參與中ヨリ委員長之ヲ指名ス

幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ委員ノ連絡ニ任ズ

第七條 官吏タル資格ニ於テ任命セラレタル委員已ムヲ得ザル事由ニ依リ委員タル職務ヲ行フコト能ハザルトキハ代理者ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ其ノ代理者ノ官職氏名ヲ委員長ニ報告スペシ

第八條 委員會ノ庶務ヲ處理スル爲事務所ヲ置ク

事務所ニ參與、囑託及事務員ヲ置キ委員長之ヲ雇入れ又ハ囑託ス

第九條 事務所ノ職制ハ委員長之ヲ定ム

極
秘

日滿合辦通信會社設立委員會議事規則（案）

（八、五、一五 交通課）

第一條 日滿合辦通信會社設立委員會（以下單ニ委員會ト稱ス）ノ議事ハ本規則ニ

依ル

第二條 會議ハ委員長其ノ必要ヲ認メタルトキ又ハ委員總數ノ三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ委員長之ヲ招集ス

會議ノ日時及場所ハ委員長之ヲ定ム

第三條 會議ノ事項ハ豫メ之ヲ委員ニ通知ス但シ緊急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラ

ズ

第四條 委員會ハ委員定數ノ半數以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 委員長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス

第六條 會議ハ之ヲ秘密トス

第七條 委員會ニ於ケル議事ハ出席委員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合

議長ハ委員タルノ資格ニ依リ表決ニ參加スルコトヲ妨げズ

可否同數ナル場合ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第八條 會議ノ事項輕易ナルトキハ委員長ハ會議ヲ開カズ書面ヲ以テ會議ニ代フルコトヲ得

第九條 幹事ハ會議議事錄ヲ作成シ下記事項ヲ記錄スペシ

一、開會及閉會ニ關スル事項及其ノ年月日時

二、出席者及缺席者ノ氏名

三、議長報告ノ要領

四、會議ニ附シタル議案及之ニ對スル委員會ノ意見

五、其ノ他議長ノ特ニ必要ト認メタル事項

第十條 會議議事錄ハ議長及出席委員一名以上之ニ署名スルコトヲ要ス

第十一條 本規則ハ委員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決定ス之ヲ變更スルトキ

亦同ジ

第十二條 本規則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス

原 本 不 鮮 明

0000 0993